

「造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式の評価基準表」への「林業技能士」に関する評価基準の追加

令和6年8月、厚生労働省において職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種に「林業職種」が新設されたところです。

同検定は林業従事者の技能向上とともに、国による公証制度導入に伴い林業従事者の就業環境の整備及び社会的・経済地位の向上、ひいては、安全性の向上による労働災害の減少に寄与することを目的としています。

国有林野事業においてもその普及に向けた取組の一環として、「造林事業及び素材生産事業に係る「総合評価落札方式」において「林業技能士」を評価することとし、評価基準を追加することとしましたのでお知らせします。

評価基準の評価項目及び得点配分の見直し

評価項目における配置予定技術者（従事予定作業員）の研修等の受講状況（過去5年間）へ、「職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、「1級林業技能士又は2級林業技能士の資格の有無」を追加しました。

評価基準における得点配分は以下のとおり

- | | | |
|-----------|----|----------------------|
| 【1級林業技能士】 | 2点 | 「標準型」及び「簡易型」への加算点は同じ |
| 【2級林業技能士】 | 1点 | 「標準型」及び「簡易型」への加算点は同じ |

評価項目等の詳細は [総合評価落札方式の基準表](#) をご覧ください。

提出書類の見直し

「林業技能士」の追加に伴い、技術提案書の記載事項を修正

【様式10】配置予定技術者（従事予定作業員）の研修等の受講状況（過去5年間）欄へ追加

【様式13】「働き方改革の取組」欄へ追加

また、【様式13】「林業経営体登録の有無」については、【様式11】「地域への民有林管理への貢献の取組」③「育成を図る林業経営体」に基づき運用されているものが多くありますので削除することとしました。

2. 適用年月日

令和7年4月1日以降の入札手続きから適用。

3. その他

改正した様式については、「公売・入札情報」の「契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」に掲載してありますのでご利用ください。

[契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等](#)